

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 187 行)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

| 時 期 | 件 数 | 金 額 |
|-------------------|-------|-------|
| 平成 17 年度下期 | 2,429 | 1,630 |
| 平成 18 年度 | 4,181 | 2,183 |
| 平成 19 年度 | 2,601 | 1,211 |
| 平成 20 年 1 月～ 3 月 | 565 | 287 |
| 平成 20 年度 | 2,026 | 1,003 |
| 平成 20 年 4 月～ 6 月 | 499 | 208 |
| 平成 20 年 7 月～ 9 月 | 504 | 230 |
| 平成 20 年 10 月～12 月 | 552 | 274 |
| 平成 21 年 1 月～ 3 月 | 471 | 291 |
| 平成 21 年度 | 2,416 | 1,212 |
| 平成 21 年 4 月～ 6 月 | 516 | 297 |
| 平成 21 年 7 月～ 9 月 | 618 | 287 |
| 平成 21 年 10 月～12 月 | 814 | 391 |
| 平成 22 年 1 月～ 3 月 | 468 | 237 |
| 平成 22 年度 | 2,075 | 1,169 |
| 平成 22 年 4 月～ 6 月 | 523 | 337 |
| 平成 22 年 7 月～ 9 月 | 573 | 351 |
| 平成 22 年 10 月～12 月 | 573 | 312 |
| 平成 23 年 1 月～ 3 月 | 406 | 169 |
| 平成 23 年度 | 747 | 333 |
| 平成 23 年 4 月～ 6 月 | 410 | 182 |
| 平成 23 年 7 月～ 9 月 | 337 | 151 |

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

| 時 期 | 対応方針決定済件数 | うち補償件数 | 補償率 |
|-------------------|-----------|--------|-------|
| 平成 20 年 1 月～ 3 月 | 558 | 492 | 88.2% |
| 平成 20 年度 | 2,018 | 1,768 | 87.6% |
| 平成 20 年 4 月～ 6 月 | 498 | 432 | 86.7% |
| 平成 20 年 7 月～ 9 月 | 500 | 443 | 88.6% |
| 平成 20 年 10 月～12 月 | 550 | 482 | 87.6% |
| 平成 21 年 1 月～ 3 月 | 470 | 411 | 87.4% |
| 平成 21 年度 | 2,375 | 2,094 | 88.0% |
| 平成 21 年 4 月～ 6 月 | 509 | 441 | 86.6% |
| 平成 21 年 7 月～ 9 月 | 605 | 532 | 87.9% |
| 平成 21 年 10 月～12 月 | 796 | 710 | 89.2% |
| 平成 22 年 1 月～ 3 月 | 465 | 407 | 87.5% |
| 平成 22 年度 | 2,015 | 1,754 | 87.0% |
| 平成 22 年 4 月～ 6 月 | 517 | 437 | 84.5% |
| 平成 22 年 7 月～ 9 月 | 559 | 500 | 89.4% |
| 平成 22 年 10 月～12 月 | 560 | 478 | 85.4% |
| 平成 23 年 1 月～ 3 月 | 379 | 339 | 89.4% |
| 平成 23 年度 | 512 | 438 | 85.5% |
| 平成 23 年 4 月～ 6 月 | 359 | 315 | 87.7% |
| 平成 23 年 7 月～ 9 月 | 153 | 123 | 80.4% |

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生している、もしくは盗難カードによるローンの借入れである件数・金額を計上（配偶者や親族による払戻しを除く）。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

以上